

令和 3 年度定期監査結果報告書（中間）の概要

1 監査の概要

令和 3 年度定期監査は、令和 3 年 11 月から令和 4 年 7 月において、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全 414 部局を対象に、実地監査又は書面監査により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理などに重点を置いて実施している。

2 監査の実施期間及び結果報告対象部局

今回の監査結果報告は、令和 3 年 11 月から令和 4 年 3 月にかけて監査を実施し、監査結果を決定した 293 部局の監査結果を報告するもの。

3 監査結果

是正又は改善を求める事項があった部局は 47 部局であり、その内容は、指摘事項 41 件、指導事項 48 件、検討事項 1 件となっている。

[指摘事項等の主な内容]

	主 な 内 容
指摘事項	<p>○ 補助金の交付事務が不適切なもの（報告書 P 3） 【上川総合振興局】 内容： 補助金の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、特段の理由もなく交付決定が遅延しているものが 16 件あり、このうち、交付決定を行うことなく押印のない補助指令書を補助事業者に送付しているものが、6 件あった。</p>
指摘事項	<p>○ 損失補償契約における支出が不経済なもの（報告書 P 3） 【上川総合振興局】 内容： 河川改修工事に伴う工作物の損失補償契約において、土地所有者の了解が得られているものと錯誤して土地使用者と契約を行い補償費を支払ったことにより、工作物の移動後に土地所有者から工作物の位置を元に戻すための損失補償を求められ、土地所有者にも補償費を支払ったため、不経済となっているものが、2 件、108 万 7,997 円相当あった。</p>
指摘事項	<p>○ 授業料の徴収事務が適切でないもの（報告書 P 3、4） 【恵庭北高等学校 ほか】 内容： 高等学校授業料について、口座振替が不能となった場合や就学支援金の支給対象外となった場合などには、生徒や保護者等から授業料を徴収するための適切な措置を講じなければならないが、納入通知等の必要な手続を行わず授業料に未納を生じさせているものが、40 名分、319 万 7,700 円あったほか、同様の事例が、3 校、10 名分、72 万 2,700 円あった。 既に授業料を納めた者が就学支援金の支給対象となった場合などには、徴収済みの授業料を還付しなければならないが、収納状況の確認等を怠ったことから、授業料が還付されていないものが、7 名分、13 万 8,600 円あったほか、同様の事例が、3 校、6 名分、22 万 7,700 円あった。</p>

主 な 内 容	
指摘事項	<p>○ 時間外勤務手当が未支給となっているもの（報告書P5、6） 【農業大学校】 内容： 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、 時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていなかったことから、未支給となっているものが、令和元年度及び令和2年度において、延べ36名分、1,293万6,891円あった。</p>
指摘事項	<p>○ 見積りによる単価策定が適切でないもの（報告書P8） 【旭川方面本部】 内容： 交通管制センター改修工事において、交通管制システムの機器設定費等の積算に当たり見積書の徴取による設計単価の策定を行う場合は、設計単価策定要領に基づき、見積価格に前年度の実効価格等で算出した査定率を乗じて単価を策定しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が1,355万2,000円過大となり、契約金額が290万4,000円割高となっていた。</p>
指摘事項	<p>○ 自動車検査証の有効期間が満了後に公用車を使用しているもの（報告書P9） 【胆振総合振興局】 内容： 自動車検査証の有効期間が満了後も自動車を使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあつた。 また、これにより、庁舎から自動車整備工場へ搬送するための費用等として、6,430円の支出があつた。</p>
指摘事項	<p>○ 補助金を過大に交付しているもの（報告書P10） 【日高振興局】 内容： 老人福祉施設等整備事業補助金において、対象経費とする工事事務費には限度額が定められているが、これを超えた額の工事事務費を対象経費とした実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、25万2,000円あつた。</p>
指摘事項	<p>○ 障害児福祉手当等の支給事務を適切に行っていないもの（報告書P10） 【釧路総合振興局】 内容： 障害児福祉手当等の支給について、町村から認定請求書等が提出された時は、本庁への認定依頼や、手当の支出決定を行わなければならないが、これらの事務を怠ったことから、期日までに支給されなかったものが、67件、430万230円あつた。</p>
検討事項	<p>○ 委託業務の見直しについて検討を要するもの（報告書P5） 【旭川子ども総合療育センター】 内容： 公用車運行管理業務委託において、業務処理要領では、公用車により、職員等の外勤や出張等に係る送迎、センター業務等に伴う入所者等の送迎などを行うこととされているが、実際には、現金払込業務や研修に係る出張など、職員自ら公用車を運転することが可能であるものが全体の9割を超えている状況である。 入所者等の送迎についても、職員による公用車運転などにより対応が可能であることなどを踏まえ、委託業務の必要性について検討する必要がある。</p>